

福岡県バス・タクシードライバー魅力発信業務委託仕様書

1 委託業務名

福岡県バス・タクシードライバー魅力発信業務（以下「委託業務」という。）

2 業務の目的

バス及びタクシーなどの地域公共交通は、日常生活に不可欠な移動手段であり、社会を支える基盤である。しかしながら、深刻なドライバー不足を背景として、バス路線の廃止・減便やタクシーの供給が需要に追いつかない状況の発生といった問題が顕在化している。

持続可能な地域公共交通の維持・確保に向けては、担い手であるバス・タクシードライバーの確保が喫緊の課題であり、特に人材の多様化の観点から若者、女性、外国人の活躍が求められる。

こうしたことから、バス・タクシードライバーに対する若者や女性等の関心向上と印象改善を図り、また、新規就労を促すため、その重要性や魅力を発信するプロモーション動画の制作・配信等を行うもの。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 特設サイトの開設・運用

4(2)で制作する動画、県や関係機関の関連事業、その他バス・タクシードライバーに関する情報を掲載するウェブサイトを開設及び運用する。

なお、次に掲げる事項に対応すること。

- ① パソコン、タブレット、スマートフォン等各種の端末に応じた構成・デザインとし、閲覧環境に応じて最適化される設計とすること。
- ② 委託業務完了後、専門的な知識や技術を有しない者でも、容易にコンテンツの編集・更新・追加・削除等ができる仕組みとすること。
- ③ 外部からの侵入、コンテンツの改変や改ざん、データの漏洩等が行われることのないようセキュリティ対策に万全を期すこと。
- ④ SSL 通信に対応すること。
- ⑤ 機密情報は、暗号化してサーバー上に保持すること。
- ⑥ 令和6年8月末までに開設すること。

(2) 動画の制作

特に若者や女性に対し、地域公共交通の重要性や、バス・タクシードライバーの仕事の魅力が伝わるプロモーション動画を制作する。

なお、次に掲げる事項に留意すること。

- ① バス及びタクシーそれぞれについて、3分程度の動画と15秒程度の動画を各1本以上制作すること。ただし、高い訴求効果と費用対効果が見込める場合はこの限りでない。
- ② 15秒程度の動画は、4（3）で配信する動画広告としても使用すること。
- ③ 字幕スーパーの挿入等により、無音で視聴した場合でも理解できる構成とすること。
- ④ 実写又はアニメーションとすること。ただし、高い訴求効果と費用対効果が見込める場合はこの限りでない。
- ⑤ 制作した動画は、委託業務完了後も県が自由に使用できるものとする。
- ⑥ 令和6年8月末までに制作すること。
- ⑦ データを保存した電子媒体（CD-R等）を成果品として提出すること。

（3）動画の掲載及び広告の配信

4（2）で制作する動画を4（1）で開設する特設サイトに掲載するほか、当該動画及びサイトに誘導するための広告を配信する。

なお、次に掲げる事項に対応すること。

- ① 広告媒体は、Instagram等のSNS、YouTube等の動画サイト、検索サイトその他Webサイト等とすること。ただし、高い訴求効果と費用対効果が見込める場合はこの限りでない。
- ② パソコン、スマートフォン、タブレット等の一般的な端末で表示可能なものとする。
- ③ 広告の配信は、4（2）での動画制作の完了後速やかに開始するとともに、県の関連事業の実施（令和6年9月～11月頃に実施予定）と連動して行うこと。
- ④ 委託業務完了後、広告に使用したデータを保存した電子媒体（CD-R等）を成果品として提出すること。

（4）その他広告展開

4（1）～（3）のほか、委託業務の目的の達成に有効な広告を展開すること。

（5）広告の効果測定及び分析

4（1）～（4）について、アクセス解析等により、Webページの閲覧回数（来訪者数、ページ閲覧数、滞在期間等）、広告の表示回数（インプレッション数やクリック数等）、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、時間帯別、地域、特性）等を測定・分析し、結果を報告すること。

（6）報告書及び成果品の提出

4（1）～（5）の成果品及び報告に加え、業務完了時に精算書を添付し、業務完了報告書を提出すること。

なお、成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

5 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。
- (2) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は契約締結後、事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、県の意向を尊重し、実施期日及び内容について、県と適宜協議を行うこととする。
- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 当事業実施に当たって必要な費用は全て受託者が負担すること。
- (7) 当事業実施に当たって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

6 著作権

- (1) 受託者が委託業務で制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む。）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む。）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と協議の上、取扱を決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続を行うものとする。
- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 効果的な委託業務実施のため、必要に応じて都度、県と協議を行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議する。